

2023年1月20日

第100回国際人権に関する研究会「日本版マグニツキー法（人権侵害制裁法）」
開催報告

2023年1月20日18時から、Zoom ウェビナーの形式でマグニツキー法に関する研究会が開催された。

第1 「世界における人権侵害制裁法の制定状況」井形彬氏（東京大学先端科学技術研究センター特任講師）

井形氏からは、世界における人権侵害制裁法の制定状況についてお話をいただいた。

1 人権侵害対応を巡る国際動向

中国、ミャンマー、ロシア等による人権侵害に対し、国際的な関心が高まっている中で、アメリカ、イギリス、カナダ、EUなど各国は、人権侵害に間接的に加担しないよう各種対応を行っており多国間の人権外交連携も進んでいる中、日本が何もしないと目立つ状況になっている。

2 マグニツキー法を巡る国際動向

マグニツキー法は、人権侵害を行った個人や団体を規制対象とし、ビザの規制や資産凍結などを行う経済制裁法で、国家によって発動条件が違う。各国が相次いでマグニツキー法を制定しており、アメリカ、イギリス、カナダ、エストニア、リトアニア、ラトビア、ジブラルタル、ジャージー、コソボ、EU、最近ではノルウェー、オーストラリア、チェコで制定された。各政府は、既にもっている枠組みに合致する形で、足りない部分を補完する形でマグニツキー法を制定している。

マグニツキー法を制定し、個人や団体にピンポイントで制裁を行うことで政策の選択肢が広がること等のメリットがあり、民主主義国が相次いでマグニツキー法を制定している中で、日本だけが動かないと汚い資金が集まる国というラベルを貼られてしまうリスクがある。

国際的には、既に法自体は制定していて、現在ではマグニツキー法をどう使っていくか、「制裁対象」が論点になっている。同じような対象であれば、各国間における連携の強化、包括的な制裁、国際連携をすることによる情報共有ができるが、日本はそのループに入ることができない。

国によって、マグニツキー法の制裁対象地域、制裁対象（個人か組織か）、制裁理由（殺人、拷問、恣意的な拘束、表現・集会の自由の侵害等）に差異がある。また、どの国も制裁対象の階級は「中程度」が多く、カナダやEUではより高級な階級の人々への制裁の割合が高い。

第2 「Japan Magnitsky Law(Human Rights Abuse Sanctions Law)」

Simon Henderson 氏（オーストラリア弁護士、セーブ・ザ・チルドレン オ

ーストラリア政策部長)

Henderson 氏からは、オーストラリアにおけるマグニツキー法の制定の経緯、内容、改善点、日本における制定において参考とすべき内容についてお話いただいた。

オーストラリアでは、国際連合憲章(1945年)により発効した国連安全保障理事会による制裁措置と自律的制裁法 2011 と自律的制裁規則 2011 に基づく自律的制裁の既存の 2 つの制裁制度があったところ、2021 年に自律的制裁改正(マグニツキー式及びその他のテーマ別制裁)法 2021、自律的制裁改正(テーマ別制裁)規則 2021 が制定された。新たな制裁体制が構築されたのではなく既存の自律的制裁を改正したもので、テーマを絞った制裁を行えるようになったことが改正点である。

改正法をどのように適用するかについては規則で詳細に規定されていることから法律と規則を併せて読む必要がある。

オーストラリアでは外務大臣の助言のもと、個人または団体の追放、物販販売の制限または防止、影響を受ける資産の所有者への補償に関する規則を作成する権限が与えられている。

オーストラリアでは近年マグニツキー型制裁を推し進めようという試みが何度かあり民間議員法案が提出されたが成立には至らず、外交・防衛通商合同常任委員会人権小委員会の後押しにより 2021 年に成立するに至った。超党派の国会議員、市民社会、国民の支持はあったが、外務省が反対していたのが最大の障害だった。

現在までロシアとイランの個人に対してマグニツキー制裁が適用された 2 つの例があるだけで、それ以外は既存の自律的な制裁枠組みを使用している。

マグニツキー法を制定するにあたっては、市民社会とのより緊密で建設的な関わり合いを持つこと、制裁を課す理由と正当性をより明確にすること、法の支配の原則を政策立案と法制改革に取り入れること等、政策、法改正も改善していく必要がある。

マグニツキー制裁法は、世界的にはまだ比較的新しい法律分野であるが、日本は他の国から学んでベストプラクティスに反映させるべきである。

第3 「日本政治におけるマグニツキー法案の現状と課題」

菅野志桜里会員(第二東京弁護士会、元衆議院議員、一般社団法人 国際人道プラットフォーム代表理事)

菅野会員からは日本におけるマグニツキー法案制定に向けた状況についてお話いただいた。

日本とオーストラリアは状況が似ており、超党派、人権団体は賛成が多いが、外務省がブレーキをかけているような状態にある。

2020 年春、香港での中国政府の人権弾圧に関し、世界の国会議員による署

名活動が行われた際、日本でも 100 名を超える日本の国会議員が賛同した。2020 年 6 月 IPAC（対中政策を考える列国議員連盟）が発足し、日本がスターティングメンバーとしてアジア唯一の共同代表になった。同年 6 月末には香港で国家安全維持法が施行され、同年 8 月には、超党派の議員で JPAC（対中政策に関する国会議員連盟）が発足、2021 年 4 月には対中に限定しない、人権外交を超党派で考える議員連盟（人権外交議連）が発足した。

人権外交議連が提案する法案は、①政府主導ルート、すなわち看過できない深刻な人権弾圧があるとき、政府は、その弾圧者（個人・団体）に対して制裁することができる（資産凍結・出入国管理）ピンポイントの制裁と、②国会主導ルート、すなわち、看過できない深刻な人権弾圧の疑いがあるとき、国会は政府に対して調査要求することができ、政府には調査・報告義務が生じ、必要に応じて政府は、その弾圧者（個人・団体）に対して制裁することができる（資産凍結・出入国管理）、という 2 つのルートを必要とすることがポイントとなっている。政府が制裁を躊躇する場合に国会が後押しするルートが必要となる。

しかし、外務省が慎重姿勢で、岸田首相も慎重姿勢にあり、各党によって慎重姿勢、積極姿勢それぞれである。

法案に対して示されている懸念として、対中関係不安定化への懸念が示されているが、人権侵害制裁法は「特定の」国家を対象とするものではなく、普遍的な法制度であるから懸念は払拭できる。むしろ、特定の「国家」を制裁するものではなく、弾圧者をピンポイントで制裁するものであるから、当該国家の国民生活に負の影響を及ぼしにくい。

また、外務省からは日本政府の選択肢が縛られるのではないかという懸念が示されているが、「躊躇しつつも国会の要請で調査せざるを得ない」という選択肢を増やすものであり、その上で制裁に踏み切るか否かの最終的な判断権は政府に留保されているのだから選択肢を縛るものではない。

日本は、自由・人権・法の支配の普遍性を行動で示すことができる国家として、アジアをリードする役割を担うべきであり、人権国家の標準装備である人権侵害制裁法の早期制定が望まれる。

G7 中、マグニツキー法がないのは日本だけであることから、2023 年広島サミットに向けてマグニツキー法制定を目指したい。

第4 質疑応答

その後、各先生に対する質問がなされ、法制定に向けた市民やマスコミの役割、法曹の役割、日本での制定に向けたポイント等をご回答いただいた。

以上